

## 社長のための勉強

平成29年9月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

### 年収によってもらえる年金がカットされる！

定年といわれる60歳以降も働き続ける人は増えている。年金の受給開始年齢が65歳からとなることも影響し、法令上も継続雇用を促す方向だ。しかし、働き方によってはせつかくもらえる老齢厚生年金が減らされるかもしれないことはご存じだろうか。

60歳以降も会社勤めの人は、厚生年金に加入しなくてはならない。厚生年金の被保険者が老齢厚生年金をもらう場合は、給与の額と年金の額に応じて年金の一部または全部が支給停止されることがある。これが在職老齢年金と呼ばれる制度だ。在職老齢年金は、65歳未満と65歳以上とでそれぞれ年金がカットされる基準の金額が違っている。

在職老齢年金では、老齢厚生年金の月額（以下、年金月額）と総報酬月額相当額と呼ばれる、給与の月額に年間のボーナスを12カ月で割ったものを足した額（以下、給与月額）が基準になる。65歳未満の年金カットの基準は、年金月額と給与月額の2つを足して28万円以下。その場合、年金はカットされない。年金月額が28万円以下で、給与月額が46万円以下なら、2つの合計の28万円を超えた部分の2分の1が支給停止となるしくみ。65歳以上の年金カットの基準は、年金月額と給与月額の合計額が46万円以下。その場合、年金はカットされない。合計額が46万円を超える場合は、46万円を超えた部分の2分の1が支給停止となる。

この支給カットは、老齢厚生年金だけを対象とし、厚生年金加入者にだけ適用される制度です。

65才未満・・・年金月額+給与月額=28万以下・・・満額

65才以上・・・年金月額+給与月額=46万以下・・・満額

e-mailでの配信を希望される方はご連絡ください。